

佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領の改正について

平成 31 年 3 月 28 日

入札・検査センター

「佐賀県建設工事等電子入札システム取扱要領」の一部を下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

(改正概要)

- 1 これまで電子入札の対象外としていた地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される案件を対象としました。
また、これに伴い紙入札の方法等を整理しました。
- 2 ICカード名義人死亡の場合、例外として電子入札案件における紙入札による入札参加を認めていましたが、参加できる期間を名義人死亡から 90 日以内に限ることとしました。
- 3 その他所要の改正を行いました。